

奥州市議会運営委員会 会議録

【日 時】令和6年9月9日（月） 12:58～13:43

【場 所】奥州市役所7階 委員会室

【出席委員】小野優委員長 千葉敦副委員長 及川春樹委員 千葉和彦委員 小野寺満委員
高橋浩委員 廣野富男委員 阿部加代子委員 今野裕文委員

※議長、副議長の出席はなし

【出席委員外議員】佐藤正典議員

【欠席委員】千葉康弘委員

【事務局】鈴木事務局長 佐藤事務局副主幹

【次 第】

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項
 - (1) 議会運営委員会による県内視察について
 - (2) 市議会議員政治倫理条例（案）について
- 4 その他
- 5 閉会

【概 要】

1 開会

○副委員長（千葉敦君） 大変お疲れ様でございます。

午前中の全員協議会に続きまして、ただいまより、奥州市議会運営委員会を開会いたします。
委員長の挨拶の後、委員長に進行いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

2 委員長挨拶

○委員長（小野優君） 改めましてお疲れ様です。

急遽の開催でしたけども、お集まりいただきありがとうございます。

本日は、千葉康弘議員から欠席届が出ております。

本日の協議事項は、議会運営委員会委員による県内視察について、市議会議員政治倫理条例（案）についてとなります。よろしくお願いいたします。

3 協議事項

(1) 議会運営委員会による県内視察について

○委員長（小野優君） 協議事項の(1)県内視察について、事務局説明をお願いします。
佐藤副主幹。

○事務局副主幹（佐藤祐一君） 議会運営委員会による県内視察について説明します。

現在、市政調査会で議員のなり手不足に関連して各地域に入って市民と話し合いをしたらいいんじゃないかという話が出ていると承知しています。

その点を議運の小野委員長に相談といいますか情報提供しましたところ、議運でも議会フォーラムの中身で視察を行った方がいいのではとの話があり、ついでに、滝沢市さんを視察という案がありましたので、早速、滝沢市さんに議会フォーラムの件で視察の受入れをお願いできないか電話をし、9月30日午前中であれば対応可能という内諾をいただきましたので、この内容で議会運営委員会としての県内視察研修できないかという文案を議長名での滝沢市議会議長宛の文書ですが、案として提案させていただいたものです。

実施日時は、9月30日（月）、9月議会が9月27日（金）までで実質9月議会が終わった初日ですが、相手方の都合を考えるとここしかない状況でした。時間は仮置きですが、10時半から正午までで、先方に確認したところ、10時からでもいいとの話もいただいております。パッケージになった議会フォーラムの視察時間はないそうなので、こちらの希望に時間を合わせることも可能ということです。皆様の都合やこちらが視察したい中身・内容によっても、若干の時間変動が、変動といいましても、10時半、10時のいずれの開始時間にするかということですが、できるということです。

それから、視察人数は、議会運営委員会委員10名と議会事務局が局長と私の2人を予定しており、名簿別添しております。

あとで1点確認したいのは、議会運営委員会だけで行くのか、市政調査会の役員さんにも声掛けしたらいいんじゃないかと委員長からありましたので、その点を確認させていただきたいと思っています。

調査事項は、議会フォーラムについて、議会フォーラムの内容、議会フォーラムの開催方法について、その他議会フォーラムに関わる内容全般についてで仮置しました。ここは、膨らませてより具体的に記述して相手方に通知した方が、よりこちらが求めるものの説明を受けることができと思いますので、ご意見を伺えればと思っています。

その他は、記載のとおりの内容です。

補足事項として、当日の行程は市バスを予定し、仮押さえしています。高速道路を使い、概ね片道70分ないし80分ぐらいの時間で行って帰って来る予定です。

説明は以上です。

○委員長（小野優君） 私の方から改めて補足させていただきます。議運の視察はもう当初の年度計画の中で入れていた部分ですが、10月冒頭に行く予定だった視察を冬にずらしてその週30日ではなかったですけどもその週が少し余裕があったという部分、それから市政調査会の方でフォーラムという名前を使うのかどうかちょっとまだ決まっていないうですけども、いずれ市民と何かしらのやりとりを今後企画されていくというお話が先々週ぐらいですかにありまして、いろいろな他の地域の例も知りたいというところがあったので、急遽ですけども、このように、滝沢市議会さんに問い合わせをさせていただいてこういう日程になったという部分でございました。

実施の内容はもう議会フォーラムについてという部分ですけども、この9月30日に実施するという部分に関して、それから可能であれば、市政調査会の役員と言えいいんですかね、この

方々にもお声をかけて一緒に行ってはどうかという部分ですけども、皆さんのご意見をお聞かせいただければと思いますのでお願いします。

○22番（阿部加代子君） 市政調査会の役員の皆さんも伺って今後の市民懇談会の参考とするのがよいのではないのでしょうか。

○委員長（小野優君） ありがとうございます。他に何かございますか。

廣野委員。

○18番（廣野富男君） スケジュールの部分ですが、行きは40分間ですか、帰り1時間半。これは、お昼を食べて帰ってくるという設定ですか。何となく30分早めて帰ってくるのもあるのかなと思ったので。基本的な考え方を教えてください。

○委員長（小野優君） 佐藤副主幹。

○事務局副主幹（佐藤祐一君） 明示はしていなかったんですが、視察が12時前後までかかると予測しています。それで、昼時間になりますので、帰りはショッピングセンター又は高速道路のサービスエリアと思っていますが、昼食をとって帰ってくればいいのか。これはまだ想定段階で資料に書き込んでいなかったんですが、その想定で若干時間を延ばしているものです。ただ、急いで帰ってきたほうがいいのかということであれば、昼食をとらずにこちらに直行との判断もあるということですが、時間的には昼食の時間を見込んだものです。

○委員長（小野優君） 廣野委員、よろしいですか。

ではないようでしたらまずこの日程とこの内容で進めさせていただきたいと思いますし、あとは市政調査会の役員の方にも声をかけさせていただければと思います。

昼食の場所に関してはちょっとまた後で事務局の方と調整させていただきたいと思いますが、その点もよろしいでしょうか。

<「よい」との声あり>

ありがとうございます。ではこれで、県内視察を進めますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

## **(2) 市議会議員政治倫理条例（案）について**

○委員長（小野優君） 協議事項(2) 市議会議員政治倫理条例（案）について、事務局、説明をお願いします。

佐藤副主幹。

○事務局副主幹（佐藤祐一君） 協議事項の2点目、政治倫理条例（案）について説明をします。

今日は、前回7月12日の議会運営委員会である程度承認をいただき、その後、総務課、選挙管理委員会と協議を進めますということで了承を得ておりましたので、その中身を踏まえての中間報告ということになります。

資料はサイドボックスのフォルダの中に、今回の政治倫理条例に関わる資料という形で保存しています。02-01から02-06までありますが、頭が02で始まる資料が、本日に关わる資料です。

最初に02-01の資料です。こちらは、前回7月12日の会議で廣野委員等々から手直しいただきたい部分をご指摘いただきましたので、その指摘を修正したうえで、総務課に政治倫理条例の案を議会の方としてはこう考えていますということで投げかけをしたところでございます。

その投げかけに対して、この部分をこのように直したらいいんじゃないかっていう形で、書き込んで、又は見え消しで返ってきたものが、02-01の資料です。

細かい部分もいろいろご指摘は受けていますが、3点、大きく確認したい部分がありますので、説明をさせていただきます。

1つ目は前文で、「市議会議員（以下「議員」という。）」という略称規定があったんですが、その部分はなしでもいいのではと総務課から指摘がありました。これを受けて、他市の状況を見たところ、略称規定を設けている市が多いですが、その規定を使っていない市もありました。また、当市議会基本条例ではどうかと確認したところ、この略称規定は設けていませんでした。よって、ここは略称規定を用いず、議員は奥州市議会議員を指すという理解で、短くまとめる形で当局から提案を受けたとおりにしようというものです。

2つ目は、第1条の目的の部分ですけれども、結構他市のものを参考にして、各会派さんへの照会も行っただけでこれまで積み上げてきたものと理解をしているところです。ただ、総務課に確認したところ、中身は大きく変えない範囲で端的にまとめたいということで手直しをしたいという提案があったものです。具体的な部分としては、前文で結構長く政治倫理条例を定める趣旨の部分の謳ってしまうので、目的の部分までまた同じようなことを書くことになってしまうんじゃないかということもあり端的にまとめたいという趣旨から、総務課としてはこういう形ではいいのではないかということで提案があったものということです。

議会側の思いもある部分だと思いますが、総務課側は当市の他の条例の書きぶりや、あまり冗長というか長すぎる形にならないようにという考えもあってこういう形で手直しをした方がいいんじゃないかという提案を受けたというような中身と捉えています。私の考えとしては、趣旨が変わらないということが前提にあるのであれば、市当局の方がより多くの条例を見ている立場でもありますし、他の市の条例との横並びの観点からしても、差し障りがないといえますか、よく使われている表現になっているのかなと思いますので、市当局からの提案のとおり、直せばいいのかなと捉えています。

第2条以降は、まだちょっと協議が完全に整っていない部分もありますが、文言の使い方や言い回しの部分もありますし、他の市の文言の使い方とは違う部分もあるかもしれませんが、総務課行政係の方が、市の例規と横並びで見たときに当市ではこういう表現を使っていますよって部分で見ていただいた部分ですので、このとおりの修正でいいのではと考えています。

飛びまして、最後の附則ですけれども、第3項で見え消しをしてある部分で、過去にさかのぼった案件があった場合、それを対象にしますという部分が条項としてあったところです。これはずっと検討の中でも残っていますので、入れたほうがいいのかなと思っていたところではありますが、総務課に確認いたしますと、第3項に不作為に関わる部分も含むというような書き方があると何か対象としようとしたものがあつたんじゃないかと思われるんじゃないかとか、ただけで出てくるわけじゃないんですけども、そういった部分が含まれているのではないかと。また言われたのは、もし適用させるものがあるのであれば、第1項にある施行期日を早めることによって対応するべきではないかという話もありましたので、第3項の部分は削除するというので、いつから施行させるっていう部分において、適用をはっきりさせることによって、市の議会としての施行日をはっきりさせて対応した方がいいんじゃないかということで、削ることにしたとい

うような内容になっております。

今の資料の説明は、以上です。

次の資料は02-02で、同じフォルダの中に入っております。これは、新旧対照表の形式で、改正前と改正後というような形でよく資料提示なされるものかと思えますけれども、ちょっと表現を変えておりまして、右側にありますのが、総務課に協議した段階での資料となっておりますし、左側が協議中ということでまだ完全にまとまったわけではないんですけれども、一応こういう提案を受けていますということで、対照形式で表示をさせていただいたところです。

アンダーラインを施してある部分が何らかの改正、手直しが入った部分です。後程資料をご確認いただければと思いますが、大きなところは先ほど触れたところでございます。

続きまして資料の02-03とあります。R6年9月9日選挙管理委員会協議経過ということで資料を示させていただいたものでございます。

総務課への協議と同時に、選挙管理委員会にも協議をしておりました。

協議している理由としては、市民の方が審査請求する場合にあたって、50分の1の署名が必要という部分を規定に盛り込もうとしておりましたので、その確認の部分は選挙人名簿を管理している選挙管理委員会へ事務に携わっていただきたいということで、この事務の部分を請負って、請負ってといいますか引き受けていただけますかっていう趣旨で、協議をしたところです。

その部分について、選考委員会事務局から回答があり、今回の条例案に規定しようとする中身だけだと、50分の1っていう趣旨はわかるが、具体的にどう選管が事務を行っていいのか、動いていいのかわからない、だから、もうちょっと具体的に書いてくれませんかという中身の指摘でありました。

それで、具体的に書くとはどういうことなのかと尋ねましたところ、既に市で先行事例として、住民投票条例があるのでそれと同じような書きぶりにしてくれませんかという投げ返しを受けたところでした。ただ、住民投票条例は、今日の同じフォルダの中に資料を入れたんですけれども、ちょっとやっぱりその条例のたてつけが違って、そちらの条例に書かれていることをすべて今回の条例に入れようとしてしまうと、大部それだけ分量が多くなってしまって、何の条例だかちょっとわからなくなってしまうかなっていう部分もありましたので、今お示した資料の2ページ目の部分の追加、第6条に関わる追加案ということでアンダーラインを引いたところで第6条第2項、第3項及び第4項の部分になるんですけれども、他の市の事例を参考にいたしましたところ、この中身であったならば、政治倫理条例の方に選挙管理委員会がどういうことをやるんですかっていう部分を具体的に、全部ではないんですけれども、書いている事例がありましたので、その部分を奥州市の条例にも入れたらいいんじゃないかというところで事務局としては考えたというところです。

この部分については、まだ、選挙管理委員会や総務課との協議が整っておりませんが、この話が出ておりまして、こういった考えを持って今協議に当たっておりますところを、この場でご報告させていただくという内容になります。

次に進みます。

ちょっと順番逆になりますけども02-06というふうに書かれた内容になります。

先ほど見え消しの資料で総務課からの条例の修正案ということをご提示させていただいたんで

すけれども、その中にさらにコメントが付されておりましてこの部分の制定の考え方はどうなんですかということも投げかけを受けておりますので、その部分に対する回答案を、今回4点ほどだったんですけれども内容を示させていただいたというところでございました。

1 ページ目から言いますと、1 つ目は、第9条の部分で、第1項と第2項のどちらにも当てはまる状況がある場合はどちらが優先されるのかっていう書き込みがあってこちょっと私も、意味がわかりかねましたので、総務課に確認しましたところ、第9条第3項に、第1項に該当する場合というのは、第1項と第2項の両方に該当する場合があるんじゃないですかということでの問いかけだということで確認をいたしました。ここは、技術的な部分かと思っておりますので、事務局で後で回答させていただきたいと思っておりますので、次に進みます。

1 ページ目の下の方なんですけれども、第10条の議会運営委員会が行う審査とこの審査会が行う、つまり政治倫理審査会のことになりますけれども、この違いについて教えてくださいということで、確かに条例案の検討の経過の中で、最初は議会運営委員会による審査の部分はなかったものと承知しております。ただ、いきなり審査請求がされた案件がすべて政治倫理審査会の方にかかったのでは、ちょっと業務的にも大変だということで、議会運営委員会でのふるい落としというわけではないんでしょうけれども、ある程度審査、そして答申を行ったうえで、真にその政治倫理審査会による審査が必要なものについて、そちらにかけていくというような中身のすみ分けといいますか、まず、議会運営委員会で審査し、その答申を受けて、政治倫理審査会での審査になりますよっていうところで、分けをするという考え方をとっておりますというところを回答しようと思っているところです。

それから、次のページ、第13条、第14条の部分でございます。

ここは私もわかりかねてしまったのでちょっと問い合わせになってしまって申し訳ないんですけれども、審査を終了した場合、第13条第1項の報告と第10条の審査結果の通知は行うのが不明。それから、辞職等をした時点で審査が終了する規定ぶりでのいいのかわかりません。この一文は、奥州市オリジナルと見受けられますが、これを記載した意図は何だったのでしょうか。それから規定するとした場合においても、これを規定する条項が不適であると。審査終了後の手続について規定している第13条ではなくて、第11条に規定するべきではないかというような指摘があったところでございます。

ちょっと私もこれうっかりしていたという言い方ではないんですけれども、確かに最初、当時の事務局から提案があった部分では、議員を辞職した場合の規定はなかった部分が、1月15日、12日でしたかの会派照会の段階で、事務局で付け加えた部分なのかなと思っていたところでございました。

ただ、総務課の指摘が、規定の場所であつたり規定の仕方がオリジナルだという部分になりますと、ちょっとなかなか入れるにしてもしっかりと検討したり、学習したうえでないと、いろいろやっぱり方から指摘を受けるのかなという部分もありましたので、これ何かしらの経緯がわかっていращやる委員さんがいращやるかと思っておりますので教えていただければと思いますし、なお、この規定の部分については検討の時間をいただければなと思っておりますので、あえてここは紹介をさせていただいたというような内容になります。

それから、2 ページ目の下の方、第17条でございます。

第1項各号にあるものについてはすべて報告になるということによいのでしょうか。それから第4号及び第5号において、議案を提出することについて報告することになるのでしょうかということで、これは事務局の方で逐条解説の方に予定している部分に書き込みがございましてちょっと読み上げますと、第17条第2項では、措置を講じたときは本会議での報告、市民への公表審査請求、審査請求人への報告をすることと規定しています。市民への公表は議会だよりやSNS等で、なお報告や公表は、措置を実施した事実を知らせることを目的に行う。これを、その目的に対して相当ではない過剰な手段で行うなど、報告や公表自体が別個の制裁的措置となる制裁的措置といえる程度にならないよう留意しなければなりません。というようなことを予定していたというような記録が残っておりますのと、あとその総務課からのって部分私が追記した部分であります。そこからの今回の指摘につきましては、条例案に本会議で報告という中身でありましたのでこの報告というのが、いわゆる議長の諸般の報告の部分で行う報告なのか、あるいは、さらに別項目で何かその発言のような形で行う方法なのかという部分を確認したいという趣旨での尋ねられているものと考えましたので、ここはちょっとこの場で何かお考えやこちらが把握しておかなければならない部分なのかなとは思いますが、確認をさせていただければというところで抜き出し、書き出しさせていただいたところでございます。

内容の説明は、以上です。

スケジュールの説明については、いったん区切ります。

○委員長（小野優君） では、いったん区切るということでしたので、まず、ここまで説明していただいた部分に関して、皆様のご意見を賜りたいと思います。

阿部委員。

○22番（阿部加代子君） 条文にちょっと戻って、皆見ないと。9条って、あれ何だったつけとということになるのでちょっと条文見ないと。

○委員長（小野優君） 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○委員長（小野優君） 再開します。

廣野委員。

○18番（廣野富男君） プロが見たわけですから、いいのかなというふうに思いますので、今日のところは説明受けたが見てどっか疑問があれば受け付けて。あとの内容については、後日、お気づきの方は事務局の方にお届けするという形で進めていただいたほうがいいのかなとちょっと思いました。あくまで意見です。

○委員長（小野優君） 廣野委員のご意見でしたけども、はい。

スケジュールの説明はちょっとまだでしたけどももう何回か集まる、これに関して集まらざるをえないかなと思っておりますので、まず今日この説明を聞いたというところで確認させていただきまして、あと、もし細かい件まだ再度気になるようなところは事務局の方に確認していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

ではスケジュールの方の説明をお願いいたします。

佐藤副主幹。

○事務局副主幹（佐藤祐一君） スケジュールの説明に移ります。

昨年の9月だったと思いますが、当時最も早いスケジュールで政治倫理条例を制定するとなった場合には、令和6年4月施行というスケジュールだったと思います。

ただ、やはり協議や調査に大部時間を要しておりまして、現在、令和6年9月で今日、9月9日の議会運営委員会が条例研究、選管・総務課協議を受けて条例案を中間報告というようなところでたどり着いているところです。

今後さらに今日の中間報告でいろいろ意見をいただくと思うんですけども、それらを反映させた形でさらに総務課の協議や選挙管理委員会の協議を進めるという形です。

それを経て、次に10月7日、当初のスケジュールですと10月4日となっていたんですけども、視察スケジュールと重なったりした関係で日程を10月7日に移しておりましたが、その午前中に、また、議会運営委員会で報告し、特段何もなければそれが最終案という形で報告をさせていただければと考えておりますし、それを踏まえて、次は、10月18日の全員協議会で、改めてこれまで各会派さんの方でお話をいただいているかと思うんですけども、全員協議会で議員の皆様に周知をするというような形で考えたいと。

そこで了承が得られた暁には、条文案の公表ということで、市議会だより、それからホームページに公表して、パブリックコメントという形で、11月の中旬から12月の中旬にかけて、1ヶ月間程度実施できればいいのではないかなと。やはりそこでいろいろ、また市民の方々から意見があるかと思えます。どういった意見が出てくるのかわからない部分もありますし、検討するためにはそれなりの時間がかかるのではないかなと見込んでいるところです。

年明けさらに条例研究を行いまして、最終的には3月議会で発議そして条例公布、そして何もなければ、周知期間があれば6月施行の書き方もしておりますけれども、令和7年4月1日施行でこの条例を施行できたらいいのではないかなというスケジュールで今、見直しスケジュールを提案したという内容でございます。

以上です。

○委員長（小野優君） というスケジュールでしたけども、皆さんの方から何かご質問等ありますでしょうか。

廣野委員。

○18番（廣野富男君） 1つだけ、パブコメの前がいいのか後がいいのかちょっとわかりませんが、特に会派での協議をしていない、当会派がしていなかったのも、全員協議会の後がいいのか、その全協の前、例えば今日中間報告もらったわけですけど、全協の間までに会派にお求めになれるのか、全協終了後にお求めになるのか、そこだけちょっと確認させてください。

あるいは、もう各会派にお任せしますというのであれば、それで結構です。

○委員長（小野優君） 佐藤副主幹。

○事務局副主幹（佐藤祐一君） ご指摘のとおりこれまで条例案を組み立てるに当たり、会派さんへの照会を何度も繰り返してきているところですので、ちょっと今すぐいつということは明言できないんですけども、会派さんからの意見といいますか何か取りまとめでなりで事務局にお返しいただくという機会は設けたいなとは考えます。

ただ、今回のように会議で提示させていただいた内容につきましては随時、各会派さんの方で

もお話をいただければと思いますのでその部分につきましては、よろしくお願いいたします。

ちょっとお時間いただければと思います。

○委員長（小野優君） 他にございませんか。

阿部委員。

○22番（阿部加代子君） 阿部です。10月7日は確定ですか。10月4日ではどうでしょうか。

○委員長（小野優君） 佐藤副主幹。

○事務局副主幹（佐藤祐一君） 10月4日に議運の長期視察が入った時点で、委員会を7日に仮置きした関係がありました。会議開催日は委員の皆さんのご承認がいただければということです。確定ではないです。

○委員長（小野優君） 動かせますか。

暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○委員長（小野優君） 再開します。視察が9月30日（月）午前中、会議を10月4日（金）午後でどうでしょうかという部分ですが、それでもよろしいでしょうか。

では4日の午後1時半とします。

会派の照会の部分といいますか確認の部分の間にも何回か議員を挟まれる予定ですけども、まず確認したいことがあれば随時。していただけるとは思いますがお願いします。

スケジュールについてあと何かありますでしょうか。

パブコメの件、これ広聴広報、議会だよりに掲載するっていう点は、ページは大丈夫ですか。

佐藤副主幹。

○事務局副主幹（佐藤祐一君） 議会だよりの方は、一応広報担当の上席主任と確認をしています。大きく条例全文を載せるような形は難しいけれども、項目出しのような形ではいけるんじゃないかという話は受けているところです。

○委員長（小野優君） 廣野委員。

○18番（廣野富男君） スケジュールほど4日ってなったんですけど。30日は滝沢視察ですよ。

そのあとだとその4日間設けるっていうのは何がやっぱ総務の方から来る期間がやっぱ4日。伸びないと無理なのかな。30日で決まるんであれば俺とすれば30日の1日で決めてもらった方がありがたいなと思ったんですが、ただ、個人的な見解ですからあとは調整してください。

○委員長（小野優君） ということで廣野委員から提案がありましたけども、ならば、4日（金）よりも、9日30日に終わらせてしまった方がという、ご意見でしたが、それでも大丈夫ですか皆さんは。

事務局は大丈夫ですか。場所は。

では、9月30日午前中滝沢に行って、午後に条例に関しての協議ということで、スケジュールを確定させていただきます。よろしくお願いします。

以上で、政治倫理条例案についての協議事項を終わります。

#### 4 その他

○委員長（小野優君） その他に入りますので、次回以降の予定について、改めて、今修正入りますので事務局の方で説明をお願いします。

○事務局副主幹（佐藤祐一君） 次回以降の予定についてです。

次は、9月20日、決算審査特別委員会の部門別審査が終わった翌日です。答弁保留があれば答弁保留分の日であり、全員協議会が案件が現段階では2件と伺っています。

それから、市政調査会の全体会があって、常任委員会がありますので、議会運営委員会はその後に予定をしたいと思っています。

それから、9月27日が定例会最終日運営についてで、午前9時に会議を予定しています。

そして、10月7日の予定分について、これは9月30日になりましたので、なしとなります。

○委員長（小野優君） というスケジュールになりましたので改めてお願いします。

それでちょっと事務局にお願いしたいんですけども、サイドブックスの日程表の通知が新しい分追加になったんですけど、修正がなってない日がちょっと多くて。あと、エクセルの関係なんでしょうか、行・セルがつぶれて見えないところもあり、議運の視察がまだ残っていたりとかだったのでちょっと日程表の通知の更新を改めてできれば早急にしてください。私どもの方でも混乱する部分がありましたので、そちらの方調整お願いいたします。

○事務局副主幹（佐藤祐一君） 確認いたします。

○委員長（小野優君） その他皆さんの方から何かありますでしょうか。

なければ、以上とします。

## 5 閉会

○副委員長（千葉敦君） 大変お疲れ様でした。これをもちまして議会運営委員会を閉会します。